

令和6・7年度 建設工事入札参加資格審査申請書について(県外業者)

- 受付期間：令和6年1月4日～令和8年3月31日（土・日・祝祭日を除く）
※変更については随時受付。
- 提出方法：提出方法は持参もしくは郵送での提出となります。（消印有効）
【受領書が必要な方は、返信用封筒（宛名記入・切手貼付）、又は返信用ハガキを同封して下さい】
- 提出先：〒894-3192 鹿児島県大島郡大和村大和浜100番地
大和村役場建設課 TEL（0997）57-2142 FAX（0997）57-2957
- 提出書類（青色を基準としたA4紙ファイルに綴じて下さい。）

番号	必 要 書 類	指定様式	摘 要
1	建設工事入札参加資格審査申請書	様式1	
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 ※令和4年度（R4.4.1～R5.3.31）に迎えた審査基準日を基準日とする結果通知書	建設業法様式 (写し)	(注) 経営事項審査において平均完成工事高を「3年平均」で選択している場合は、経営事項審査申請書のうち「工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高（別紙一）」の写しを添付すること。※審査基準日から直前2年間に工事実績を有しない業種の申請はできません。
3	契約締結営業所に関する事項		
	(1) 契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届	様式2	
	(2) 委任状	様式3	本店（注3）が契約締結営業所の場合は提出不要
	(3) 営業所一覧表	建設業法様式	・建設業法の建設業許可申請書（様式第一号）の別紙二 ・契約締結営業所及び鹿児島県内にある営業所の該当ページのみ添付
4	労災保険料納入証明書 (写し)		・審査年度の納入が確認できること
5	納税状況に関する証明書		
	(1) 鹿児島県税全般		・様式は県税について未納がないことの証明 (発行事務所) 鹿児島県各地域振興局・各支庁県税課 ・鹿児島県内に営業所がない場合は添付不要
	(2) 消費税「その3」 (写し) (写し)		・様式は未納税額のない証明（その3）
6	建設業退職金共済事業加入・履行証明書		・3の「経営規模等評価結果通知書」において加入「有」の場合は添付不要
7	個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書	様式6	
8	健康保険加入に関する証明書 (写し)		・3の「経営規模等評価結果通知書」において加入「有」又は「除外」になっている場合は、添付不要。・3の「経営規模等評価結果通知書」において加入「無」になっている場合は、 ①健康保険・厚生年金保険は領収済通知書、年金事務所への届出書等の加入がわかる書類を添付 ②雇用保険については、雇用保険料納入証明書等の加入がわかる書類を添付
9	厚生年金保険加入に関する証明書 (写し)		
10	雇用保険加入に関する証明書 (写し)		
11	電算入力票【建設工事】（県外用）	様式4	
12	暴力団排除に関する書類		
	(1) 誓約書	第2号様式	
	(2) 自己及び自社の役員名簿	別紙	・契約締結営業所の責任者及び該当する株主等も記入する ・役員以外（監査役等）は記入しない
	(3) 商業登記簿（履歴事項全部証明書）又は住民票 (写し)		・法人にあっては直近の履歴事項全部証明書、 個人事業者にあっては住民票とする。

- 注1 「本店」とは、建設業法上の「主たる営業所」（複数の営業所がある場合、建設業を含む営業所を統括し、指導監督する権限を有する1か所）のことを指します。
- 2 鹿児島県内の複数の市町村に営業所がある場合は、「個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書」に添付する領収書（様式の1）にチェックが入る場合は、従業員が一番多い市町村分の領収書を添付してください。また、誓約書へ証明印をもらう場合（様式の3～5のいずれかにチェックが入る場合）は、従業員が一番多い市町村の証明印が必要となります。
- 3 「13(2)別紙「自己及び自社の役員名簿」で報告すべき対象者は、以下に該当する者です（監査役又はこれに準ずる者を除く。）
ア 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）支配人、営業所等（営業所、事業所その他これらに準ずるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

5. 注意事項

- ① 提出書類は、番号順に綴じて下さい。
- ② 印鑑証明書ほか各種証明書については、提出日3ヶ月以内に発行されたものに限りします。
- ③ 申請書類提出後、書類内容に変更があつた場合は速やかに変更届を提出して下さい。
- ④ 納税証明書について、新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けており、その3が発行されない場合は、特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている旨の表示のある納税証明書（その1）（直近1年分）であれば認めるものとする。
- ⑤ 提出するファイルの表紙と背表紙には、「令和6・7年度 入札参加資格審査申請書」と会社名を記載して下さい。

6. ファイル作成見本図

